

## 阿南市インキュベーションセンター利用細則

(平成22年4月1日)

(細則第3号)

(趣旨)

第1条 阿南市インキュベーションセンター（以下「センター」という。）の利用については、阿南市の定める阿南市インキュベーションセンター管理運営要綱及び、阿南工業高等専門学校不動産管理規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(利用時間)

第2条 利用時間は7時から22時30分までとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）教員が帯同して共同研究等を行うとき。
- (2) 本校の運営に支障を生じさせるおそれがあるとき。

(利用上の注意)

第3条 利用者は、センターを正常な状態で利用するとともに、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外でセンターを利用しないこと。
- (2) 利用許可及び立入許可を受けた場所以外に立ち入らないこと。
- (3) 利用許可期間及び利用時間を遵守すること。
- (4) その他阿南市及び本校の指示に従うこと。

(劇物・毒物の使用)

第4条 利用者が劇物・毒物を使用する場合には、阿南工業高等専門学校毒物及び劇物取扱規則を遵守するものとする。

(機器の搬入)

第5条 利用者は、阿南市に提出した申請書に記載し、許可を得た機器をセンターに搬入することができる。

- 2 機器の搬入、搬出及び維持管理に係る費用は、利用者の負担とする。
- 3 利用者は、搬入した機器の能力及び特性を十分に把握し、事故が発生しないように注意しなければならない。
- 4 利用者は、搬入した機器が、倒壊、移動及び破損等しないよう防護措置を講じなければならない。

(利用許可の取消)

第6条 本校は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な是正措置を命じ、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 本細則又は阿南市に提出した申請書の内容に反したとき。
- (2) 本校の運営に支障を生じさせるおそれがあるとき。

(防火・防犯管理)

第7条 センターは、全て禁煙とする。

- 2 利用者は、センターにおいて火災やガス漏れ等が発生した場合は、人命の安全を図る

とともに、非常通報を行い、初期消火や換気など必要な措置を講じなければならない。

- 3 利用者は、センターにおいて不審者を発見した場合及び盗難が発生した場合は、状況把握及び現場保存に努めるとともに、直ちに阿南市及び本校へ連絡しなければならない。

(事務処理)

第8条 センターの利用に関する事務は、阿南市産業部産業振興課及び本校総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年6月12日から施行する。